

厚生労働省  
広島労働局発表  
平成23年11月25日(金)

担当  
職業安定部職業対策課  
地方労働市場情報官 福原 眞二  
課長補佐 佐々木敏弘  
地方障害者雇用担当官 三島 浩徳  
電話(082)502-7832

## 平成23年 障害者雇用状況の集計結果

(平成23年6月1日現在)

障害者の雇用の促進等に関する法律は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等に、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況について報告することを求めている。

広島労働局では、今般、広島県内に本社のある民間企業の事業主等及び地方公共団体等から提出された平成23年6月1日現在の障害者雇用状況の報告を集計し、その結果を取りまとめた。

### - 結果の概要 -

#### 【民間企業(法定雇用率1.8%)】

雇用されている障害者の数(注1)は、前年に比べて7.93%(555人)増加し、8年連続で前年を上回った。

実雇用率は、前年に比べて0.06%ポイント低下し1.77%となった。

全国の平均実雇用率は1.65%(前年比0.03%ポイント低下)

法定雇用率達成企業の割合は、前年に比べて1.9%ポイント低下し49.1%となった。

全国の法定雇用率達成企業割合は45.3%(前年比1.7%ポイント低下)

#### 【公的機関(同2.1%、都道府県などの教育委員会は2.0%)】

2.1%の法定雇用率が適用される機関に在職している障害者の数(注1)は前年に比べて10.47%増加し828.0人となり、実雇用率は前年に比べ0.25%ポイント低下し2.25%となった。

(法定雇用率達成機関は28機関/35機関で、達成割合は80.0%)

2.0%の法定雇用率が適用される機関に在職している障害者の数(注1)は前年に比べて14.84%増加し209.0人となり、実雇用率も前年に比べ0.12%ポイント上昇し1.85%となった。

(法定雇用率達成機関は0機関/1機関で、達成割合は0.0%)

## 1 民間企業における状況

(注)平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等(P12~14参照))があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

### 雇用されている障害者の数、実雇用率及び法定雇用率達成企業割合

- ・ 民間企業(56人以上規模の企業;法定雇用率1.8%)に雇用されている障害者の数は7,550.5人で、前年より7.93%(555人)増加した(仮に、本年について改正前の制度に基づき、重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算したとすると7,379人で、前年より5.48%(383.5人)増加となる)。
- ・ 雇用障害者のうち、身体障害者は5,252人(前年比+5.15%)、知的障害者は1,879.5人(前年比+11.81%)、精神障害者は419人(前年比+31.14%)であった。
- ・ 実雇用率は1.77%(前年は1.83%)(仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると1.91%程度となるものと推計される)、法定雇用率達成企業の割合は49.1%(前年は51.0%)であった。

なお、法定雇用率未達成企業917社のうち、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は557社で、未達成企業全体の60.7%を占めている。  
(別紙1、別紙2、別紙3参照)

### 企業規模別状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56人~100人未満規模企業で698.0人、100人~300人未満で1713.0人、300人~500人未満で1047.5人、500人~1000人未満で1028.0人、1,000人以上で3064.0人であった。
- ・ 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率1.77%と比較すると、300人~500人未満規模企業(1.87%)及び1,000人以上(2.15%)で上回り、56人~100人未満(1.26%)、100人~300人未満(1.50%)及び500人~1000人未満(1.75%)については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、56人~100人未満規模企業が48.2%、100人~300人未満が52.0%、300人~500人未満が45.1%、500人~1000人未満で39.1%、1,000人以上が50.0%であった。

(別紙1参照)

### 産業別状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、医療・福祉(1,027人)で大きく伸びている(前年比+17.10%)。
- ・ 実雇用率は、製造業(2.09%)、医療・福祉(2.12%)及び生活関連サービス業・娯楽業(3.29%)では大きく法定雇用率を上回っているのに対し、飲食店、宿泊業(1.08%)、教育、学習支援業(1.20%)及び学術研究、専門技術サービス業(1.33%)において、低調な雇用率となった。

(別紙1参照)

広島労働局は、公共職業安定所との連携を密にして、雇用率未達成企業に対する、以下の事項を主な内容とした雇用率達成指導を強化している。

- ・ 0人雇用企業に対する指導
- ・ 改正障害者法(注2)の影響で新たに多数の雇用不足が生じた(又は増えた)企業への指導

## 2 公的機関における状況

2.1%の法定雇用率が適用される機関に在職している障害者の数は828.0人で、前年より10.47%(78.5人)増加し、実雇用率は2.25%で前年から0.25%ポイント低下した(前年は2.50%)。

また、雇用率達成機関割合においても、前年から8.9%ポイント低下し、80.0%となった(前年は88.9%)。

【未達成機関】7機関(平成23年6月1日現在)

尾道市、三次市、神石高原町、安芸高田市教育委員会、庄原市立西城市民病院、安芸太田町病院事業、宮島競艇施行組合

2.0%の法定雇用率が適用される県の教育委員会及び一定の市町の教育委員会に在職している障害者の数は209.0人で、前年より14.84%(27.0人)増加し、実雇用率は、1.85%で前年から0.12%ポイント上昇した(前年は1.73%)。

【未達成機関】1機関(平成23年6月1日現在)

広島県教育委員会  
(別紙1、別紙4、別紙5参照)

広島県教育委員会については、平成21年1月1日から3年間の障害者採用計画を作成して障害者雇用に取り組む中で、雇用率は上昇しているが、障害者採用計画の実施率が低いいため、今後とも以下の事項を中心に継続的に指導を行う。

- ・ 特別枠による教員採用試験の継続
- ・ 知的障害者等の積極的な雇用(チャレンジ雇用)

## 3 独立行政法人における状況

独立行政法人(法定雇用率2.1%)では、全ての法人において、法定雇用率を達成している。

(別紙5参照)

(注1) 障害者の数については、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

(注2) 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第96号)が成立し、平成21年4月1日から段階的に施行されている(平成22年7月の制度改正は、P12~14参照)。

表の下段の( )内は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

(別紙1)

## 障害者の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部  
(平成23年6月1日現在)

### 1 民間企業における障害者の雇用状況

区分	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	雇 用 状 況 障 害 者 の 数				実雇用率 %	雇用率達成 企業数 企業	雇用率達成 企業割合 %	
			A 重度 障害者数 人	B A以外 の障害者数 人	C 重度以外 の短時間の 障害者数 人	D 合計 A×2+B +C×0.5 人				
企業計	1,802 (1,685)	426,868.5 (382,739)	1,745 (1,642)	3,844 (3,674)	433 (75)	7,550.5 (6,995.5)	1.77 (1.83)	885 (859)	49.1 (51.0)	
規模別	56人～ 100人未満	759 (687)	55,493.5 (50,228)	130 (137)	414 (425)	48 (6)	698.0 (702.0)	1.26 (1.40)	366 (353)	48.2 (51.4)
	100人～ 300人未満	744 (720)	114,020.0 (106,611)	352 (489)	930 (933)	158 (30)	1,713.0 (1,926.0)	1.50 (1.81)	387 (365)	52.0 (50.7)
	300人～ 500人未満	162 (140)	56,143.0 (46,295)	227 (166)	572 (507)	43 (6)	1,047.5 (842.0)	1.87 (1.82)	73 (69)	45.1 (49.3)
	500人～ 1,000人未満	87 (92)	58,722.0 (58,215)	227 (263)	550 (571)	48 (12)	1,028.0 (1,103.0)	1.75 (1.89)	34 (39)	39.1 (42.4)
	1,000人以上	50 (46)	142,490.0 (121,390)	809 (587)	1,378 (1,238)	136 (21)	3,064.0 (2,422.5)	2.15 (2.00)	25 (33)	50.0 (71.7)
	産業別	建設業	55 (46)	11,144.5 (9,341)	40 (41)	86 (80)	2 (0)	167.0 (162.0)	1.50 (1.73)	28 (25)
製造業		503 (496)	139,686.0 (122,161)	821 (724)	1,243 (1,079)	65 (7)	2,917.5 (2,530.5)	2.09 (2.07)	303 (289)	60.2 (58.3)
情報通信業		42 (44)	9,046.0 (9,304)	56 (55)	53 (55)	1 (0)	165.5 (165.0)	1.83 (1.77)	12 (13)	28.6 (29.5)
運輸業		138 (116)	32,768.5 (25,768)	70 (71)	295 (291)	65 (14)	467.5 (440.0)	1.43 (1.71)	60 (63)	43.5 (54.3)
卸売・小売業		302 (290)	86,663.5 (86,632)	233 (247)	720 (786)	88 (21)	1,230.0 (1,290.5)	1.42 (1.49)	115 (110)	38.1 (37.9)
金融・保険業、 不動産業		59 (56)	20,596.0 (18,942)	65 (66)	164 (152)	11 (1)	299.5 (284.5)	1.45 (1.50)	24 (27)	40.7 (48.2)
飲食店、宿泊業		38 (38)	5,440.5 (4,886)	13 (11)	29 (26)	8 (5)	59.0 (50.5)	1.08 (1.03)	11 (17)	28.9 (44.7)
医療、福祉		330 (290)	48,373.5 (39,051)	195 (174)	587 (520)	100 (18)	1,027.0 (877.0)	2.12 (2.25)	185 (166)	56.1 (57.2)
教育、学習支援業		42 (40)	5,783.0 (5,323)	16 (15)	37 (42)	1 (1)	69.5 (72.5)	1.20 (1.36)	19 (18)	45.2 (45.0)
複合サービス業		15 (16)	7,393.5 (7,290)	29 (29)	65 (73)	5 (2)	125.5 (132.0)	1.70 (1.81)	6 (11)	40.0 (68.8)
サービス業		164 (150)	30,704.0 (25,783)	74 (74)	246 (249)	74 (4)	431.0 (399.0)	1.40 (1.55)	71 (77)	43.3 (51.3)
学術研究、専門 技術サービス業		52 (46)	9,765.0 (10,108)	33 (30)	64 (64)	0 (1)	130.0 (124.5)	1.33 (1.23)	23 (17)	44.2 (37.0)
生活関連サービス業 娯楽業		49 (44)	6,861.0 (6,306)	44 (51)	132 (141)	12 (1)	226.0 (243.5)	3.29 (3.86)	21 (19)	42.9 (43.2)
その他		13 (13)	12,643.5 (11,844)	56 (54)	123 (116)	1 (0)	235.5 (224.0)	1.86 (1.89)	7 (7)	53.8 (53.8)

- (注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。  
 2 障害者の数のA欄「重度障害者数」には、精神障害者の数及び短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)である重度障害者の数は含まれてない。精神障害者の数及び短時間労働者である重度障害者の数はB欄に含まれている。  
 3 障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、A欄の重度障害者数(重度身体障害者及び重度知的障害者)は、法律上1人を2人に相当するものとして、C欄の重度以外の短時間の障害者数は、法律上1人を0.5人に相当するものとして、合計においてカウントを行っている。  
 4 ( )内は前年の数値である。

### 2 公的機関における障害者の雇用状況

区分	機関数 機関	職員数 (除外職員等を除く) 人	障 害 者 の 数				実雇用率 %	雇用率達成 機関数 機関	雇用率達成 機関割合 %
			A 重度 障害者数 人	B A以外 の障害者数 人	C 重度以外 の短時間の 障害者数 人	D 合計 A×2+B +C×0.5 人			
2.1%が適用される機関	35 (36)	36,852.5 (30,036)	210 (195)	382 (359)	52 (1)	828.0 (749.5)	2.25 (2.50)	28 (32)	80.0 (88.9)
2.0%が適用される機関	1 (2)	11,289.0 (10,490)	42 (39)	125 (104)	0 (0)	209.0 (182.0)	1.85 (1.73)	0 (1)	0.0 (50.0)

- (注) 1 法定雇用率2.0%が適用される機関は、県の教育委員会及び一定の市町の教育委員会である。  
 それ以外の機関は、法定雇用率2.1%が適用される。  
 2 ( )内は、前年の数値である。

表の下の( )内は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

## 障害種別の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部  
(平成23年6月1日現在)

## 民間企業における障害種別雇用状況

区分	障害者の数 人	身体障害者の数				知的障害者の数				精神障害者の数			
		A 重度障害者数 人	B A以外の障害者数 人	C 重度以外の短時間の障害者数 人	D 合計 A×2+B+C×0.5 人	A 重度障害者数 人	B A以外の障害者数 人	C 重度以外の短時間の障害者数 人	D 合計 A×2+B+C×0.5 人	B 常用の精神障害者数 人	C 短時間の精神障害者数 人	D 合計 B+C×0.5 人	
企業計	7,550.5 (6,995.5)	1,362 (1,310)	2,431 (2,375)	194 (-)	5,252.0 (4,995)	383 (332)	1,039 (1,017)	149 (-)	1,879.5 (1,681)	374 (282)	90 (75)	419.0 (319.5)	
規模別	56人～100人未満	698.0 (702.0)	111 (114)	301 (317)	27 (-)	536.5 (545)	19 (23)	85 (85)	12 (-)	129.0 (131)	28 (23)	9 (6)	32.5 (26.0)
	100人～300人未満	1,713.0 (1,926.0)	302 (294)	634 (633)	56 (-)	1,266.0 (1,221)	50 (195)	208 (236)	66 (-)	341.0 (626)	88 (64)	36 (30)	106.0 (79.0)
	300人～500人未満	1,047.5 (842.0)	204 (147)	373 (321)	31 (-)	796.5 (615)	23 (19)	137 (139)	7 (-)	186.5 (177)	62 (47)	5 (6)	64.5 (50.0)
	500人～1,000人未満	1,028.0 (1,103.0)	203 (239)	343 (372)	21 (-)	759.5 (850)	24 (24)	157 (152)	17 (-)	213.5 (200)	50 (47)	10 (12)	55.0 (53.0)
	1,000人以上	3,064.0 (2,422.5)	542 (516)	780 (732)	59 (-)	1,893.5 (1,764)	267 (71)	452 (405)	47 (-)	1,009.5 (547)	146 (101)	30 (21)	161.0 (111.5)
産業別	建設業	167.0 (162.0)	39 (41)	78 (72)	0 (-)	156.0 (154)	1 (0)	2 (0)	0 (-)	4.0 (0)	6 (8)	2 (0)	7.0 (8.0)
	製造業	2,917.5 (2,530.5)	554 (507)	792 (720)	32 (-)	1,916.0 (1,734)	267 (217)	336 (270)	21 (-)	880.5 (704)	115 (89)	12 (7)	121.0 (92.5)
	情報通信業	165.5 (165.0)	56 (55)	43 (46)	1 (-)	155.5 (156)	0 (0)	1 (1)	0 (-)	1.0 (1)	9 (8)	0 (0)	9.0 (8.0)
	運輸業	467.5 (440.0)	63 (65)	205 (205)	29 (-)	345.5 (335)	7 (6)	70 (69)	22 (-)	95.0 (81)	20 (17)	14 (14)	27.0 (24.0)
	卸売・小売業	1,230.0 (1,290.5)	205 (214)	341 (388)	37 (-)	769.5 (816)	28 (33)	297 (344)	31 (-)	368.5 (410)	82 (54)	20 (21)	92.0 (64.5)
	金融・保険業、不動産業	299.5 (284.5)	65 (64)	138 (131)	8 (-)	272.0 (259)	0 (2)	10 (11)	2 (-)	11.0 (15)	16 (10)	1 (1)	16.5 (10.5)
	飲食店、宿泊業	59.0 (50.5)	13 (11)	18 (21)	0 (-)	44.0 (43)	0 (0)	11 (4)	2 (-)	12.0 (4)	0 (1)	6 (5)	3.0 (3.5)
	医療、福祉	1,027.0 (877.0)	160 (147)	335 (293)	37 (-)	673.5 (587)	35 (27)	179 (166)	44 (-)	271.0 (220)	73 (61)	19 (18)	82.5 (70.0)
	教育、学習支援業	69.5 (72.5)	16 (15)	35 (39)	1 (-)	67.5 (69)	0 (0)	0 (2)	0 (-)	0.0 (2)	2 (1)	0 (1)	2.0 (1.5)
	複合サービス業	125.5 (132.0)	24 (26)	49 (55)	0 (-)	97.0 (107)	5 (3)	12 (14)	3 (-)	23.5 (20)	4 (4)	2 (2)	5.0 (5.0)
	サービス業	431.0 (399.0)	65 (68)	186 (198)	43 (-)	337.5 (334)	9 (6)	35 (39)	18 (-)	62.0 (51)	25 (12)	13 (4)	31.5 (14.0)
	学術研究、専門技術サービス業	130.0 (124.5)	33 (30)	56 (57)	0 (-)	122.0 (117)	0 (0)	0 (1)	0 (-)	0.0 (1)	8 (6)	0 (1)	8.0 (6.5)
	生活関連サービス業、娯楽業	226.0 (243.5)	14 (14)	39 (38)	5 (-)	69.5 (66)	30 (37)	86 (96)	6 (-)	149.0 (170)	7 (7)	1 (1)	7.5 (7.5)
その他	235.5 (224.0)	55 (53)	116 (112)	1 (-)	226.5 (218)	1 (1)	0 (0)	0 (-)	2.0 (2)	7 (4)	0 (0)	7.0 (4.0)	

- (注) 1 身体障害者の数及び知的障害者の数のA欄の重度障害者数には短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)である重度障害者の数は含まれていない。短時間労働者である重度障害者の数はB欄に含まれている。  
 2 障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、A欄の重度障害者数(重度身体障害者及び重度知的障害者)は、法律上1人を2人に相当するものとして、C欄の重度以外の短時間の障害者数は、法律上1人を0.5人に相当するものとして合計においてカウントを行っている。  
 3 ( )内は前年の数値である。

## 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

厚生労働省広島労働局職業安定部

(平成23年6月1日現在)

区分	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数						障害者の 数が0人で ある企業数	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 7人以下	7.5人以上		
企業計	917 (100.0)	599 (65.3)	180 (19.6)	73 (8.0)	34 (3.7)	26 (2.8)	5 (0.5)	557 (60.7)	
規模別	56人～ 100人未満	393 (100.0)	393 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	379 (96.4)
	100人～ 300人未満	357 (100.0)	170 (47.6)	143 (40.1)	38 (10.6)	6 (1.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	177 (49.6)
	300人～ 500人未満	89 (100.0)	22 (24.7)	23 (25.8)	24 (27.0)	14 (15.7)	6 (6.7)	0 (0.0)	1 (1.1)
	500人～ 1,000人未満	53 (100.0)	13 (24.5)	11 (20.8)	7 (13.2)	9 (17.0)	12 (22.6)	1 (1.9)	0 (0.0)
	1,000人以上	25 (100.0)	1 (4.0)	3 (12.0)	4 (16.0)	5 (20.0)	8 (32.0)	4 (16.0)	0 (0.0)
産業別	建設業	27 (100.0)	19 (70.4)	7 (25.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.7)	0 (0.0)	20 (74.1)
	製造業	200 (100.0)	126 (63.0)	39 (19.5)	19 (9.5)	9 (4.5)	6 (3.0)	1 (0.5)	102 (51.0)
	情報通信業	30 (100.0)	20 (66.7)	6 (20.0)	3 (10.0)	1 (3.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	17 (56.7)
	運輸業	78 (100.0)	49 (62.8)	16 (20.5)	5 (6.4)	4 (5.1)	2 (2.6)	2 (2.6)	52 (66.7)
	卸売・小売業	187 (100.0)	119 (63.6)	36 (19.3)	10 (5.3)	10 (5.3)	11 (5.9)	1 (0.5)	124 (66.3)
	金融・保険業、 不動産業	35 (100.0)	22 (62.9)	7 (20.0)	2 (5.7)	1 (2.9)	3 (8.6)	0 (0.0)	18 (51.4)
	飲食店、宿泊業	27 (100.0)	15 (55.6)	9 (33.3)	2 (7.4)	1 (3.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (70.4)
	医療、福祉	145 (100.0)	103 (71.0)	25 (17.2)	14 (9.7)	2 (1.4)	1 (0.7)	0 (0.0)	85 (58.6)
	教育、学習支援業	23 (100.0)	13 (56.5)	7 (30.4)	2 (8.7)	1 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (69.6)
	複合サービス業	9 (100.0)	3 (33.3)	2 (22.2)	4 (44.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (11.1)
	サービス業	93 (100.0)	61 (65.6)	16 (17.2)	10 (10.8)	4 (4.3)	1 (1.1)	1 (1.1)	61 (65.6)
	学術研究、専門 技術サービス業	29 (100.0)	23 (79.3)	4 (13.8)	1 (3.4)	1 (3.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	18 (62.1)
	生活関連サービ ス業、娯楽業	28 (100.0)	20 (71.4)	6 (21.4)	1 (3.6)	0 (0.0)	1 (3.6)	0 (0.0)	21 (75.0)
	その他	6 (100.0)	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (50.0)

(注)1 上段は企業数、下段は当該企業規模、産業別階級内における構成比。

2 不足数とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

表の下端の( )内は前年の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

## 障害者の雇用状況(全国平均との比較)

厚生労働省広島労働局職業安定部  
(平成23年6月1日現在)

### 1 民間企業における雇用状況

区 分		実雇用率(%)		達成企業の割合(%)	
		広島県	全 国	広島県	全 国
企 業 計		1.77 (1.83)	1.65 (1.68)	49.1 (51.0)	45.3 (47.0)
規 模 別	56人～100人未満	1.26 (1.40)	1.36 (1.42)	48.2 (51.4)	43.1 (44.5)
	100人～300人未満	1.50 (1.81)	1.40 (1.42)	52.0 (50.7)	47.0 (48.2)
	300人～500人未満	1.87 (1.82)	1.57 (1.61)	45.1 (49.3)	45.0 (47.7)
	500人～1,000人未満	1.75 (1.89)	1.65 (1.70)	39.1 (42.4)	44.3 (47.2)
	1,000人以上	2.15 (2.00)	1.84 (1.90)	50.0 (71.7)	49.8 (55.6)
産 業 別	建設業	1.50 (1.73)	1.46 (1.56)	50.9 (54.3)	45.3 (47.8)
	製造業	2.09 (2.07)	1.77 (1.78)	60.2 (58.3)	54.1 (54.8)
	情報通信業	1.83 (1.77)	1.39 (1.35)	28.6 (29.5)	26.2 (24.1)
	運輸業	1.43 (1.71)	1.69 (1.88)	43.5 (54.3)	49.1 (54.0)
	卸売・小売業	1.42 (1.49)	1.41 (1.48)	38.1 (37.9)	34.8 (36.0)
	金融・保険業、 不動産業	1.45 (1.50)	1.66 (1.66)	40.7 (48.2)	36.8 (37.4)
	飲食店、宿泊業	1.08 (1.03)	1.49 (1.58)	28.9 (44.7)	39.1 (44.3)
	医療、福祉	2.12 (2.25)	1.90 (2.02)	56.1 (57.2)	55.3 (60.4)
	教育、学習支援業	1.20 (1.36)	1.37 (1.40)	45.2 (45.0)	39.0 (41.5)
	複合サービス業	1.70 (1.81)	1.79 (1.82)	40.0 (68.8)	48.1 (48.4)
	サービス業	1.40 (1.55)	1.60 (1.63)	43.3 (51.3)	41.8 (43.6)
	学術研究、専門 技術サービス業	1.33 (1.23)	1.47 (1.39)	44.2 (37.0)	32.6 (31.7)
	生活関連サービス業 娯楽業	3.29 (3.86)	1.87 (1.90)	42.9 (43.2)	35.6 (38.0)
その他	1.86 (1.89)	1.82 (1.91)	53.8 (53.8)	51.8 (52.6)	

(注) ( )内は、前年の数値である。

### 2 公的機関における雇用状況

区 分	実雇用率(%)	
	広島県	全 国
雇用率2.1%が適用される機関	2.25 (2.50)	2.27 (2.43)
雇用率2.0%が適用される機関	1.85 (1.73)	1.77 (1.78)

(注) 1 法定雇用率2.0%が適用される機関は、県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。それ以外の機関は、法定雇用率2.1%が適用される。

2 ( )内は、前年の数値である。

## 公的機関の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部  
(平成23年6月1日現在)

## 1 県の機関の状況(法定雇用率2.1%)

区分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合計	6,385.0	145.0	2.27	0.0	
広島県(知事部局・議会事務局)	5,747.5	132.0	2.30	0.0	特例認定あり(注4)
広島県警察	637.5	13.0	2.04	0.0	

## 2 市町等の機関の状況(法定雇用率2.1%)

区分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合計	30,467.5	683.0	2.24	12.5	
広島市	13,357.0	306.0	2.29	0.0	特例認定あり(注4)
呉市	1,713.0	46.5	2.71	0.0	特例認定あり(注4)
竹原市	219.0	7.0	3.20	0.0	
三原市	882.5	18.0	2.04	0.0	特例認定あり(注4)
尾道市	1,241.5	21.0	1.69	5.0	特例認定あり(注4)
福山市	5,108.5	107.0	2.09	0.0	特例認定あり(注4)
府中市	482.5	11.0	2.28	0.0	特例認定あり(注4)
三次市	792.0	14.0	1.77	2.0	特例認定あり(注4)
庄原市	574.0	12.0	2.09	0.0	特例認定あり(注4)
大竹市	227.0	4.0	1.76	0.0	
東広島市	1,307.0	31.0	2.37	0.0	特例認定あり(注4)
廿日市市	892.0	22.0	2.47	0.0	特例認定あり(注4)
安芸高田市	383.0	9.0	2.35	0.0	
江田島市	276.5	6.0	2.17	0.0	
府中町	397.5	11.0	2.77	0.0	特例認定あり(注4)
海田町	163.0	3.0	1.84	0.0	
熊野町	159.0	8.0	5.03	0.0	
坂町	78.0	1.0	1.28	0.0	
安芸太田町	126.0	4.0	3.17	0.0	
北広島町	242.0	7.0	2.89	0.0	
大崎上島町	127.0	2.0	1.57	0.0	
世羅町	325.5	7.0	2.15	0.0	
神石高原町	161.0	2.0	1.24	1.0	
安芸高田市教育委員会	66.0	0.0	0.00	1.0	(注5)
江田島市教育委員会	75.5	1.0	1.32	0.0	
呉市水道局	101.0	4.0	3.96	0.0	
呉市交通局	109.0	5.0	4.59	0.0	
尾道市公立みつぎ総合病院	416.0	8.0	1.92	0.0	
府中市立湯が丘病院	81.0	2.0	2.47	0.0	
庄原市立西城市民病院	97.5	1.0	1.03	1.0	(注6)
安芸太田町病院事業	115.5	1.5	1.30	0.5	(注7)
北広島町豊平病院事業	56.5	1.0	1.77	0.0	
宮島競艇施行組合	115.0	0.0	0.00	2.0	

注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該(A)機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該(B)機関に勤務する職員を当該(A)機関に勤務する職員とみなすものである。

注5 安芸高田市教育委員会においては、9月23日付けで特例認定を受けたため、安芸高田市に合算されることとなった。

注6 庄原市立西城市民病院においては、9月1日現在において、障害者の数2.0人、実雇用率2.03%、不足数0.0人となっている。

注7 安芸太田町病院事業においては、10月20日現在において、障害者の数2.5人、実雇用率2.15%、不足数0.0人となっている。



### 3 県の機関の状況（法定雇用率 2.0%）

区 分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
広島県教育委員会	11,289.0 (10,010)	209.0 (173.0)	1.85 (1.73)	16.0 (27.0)	

- 注 1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 ( )内は、前年の数値である。

## 独立行政法人の雇用状況

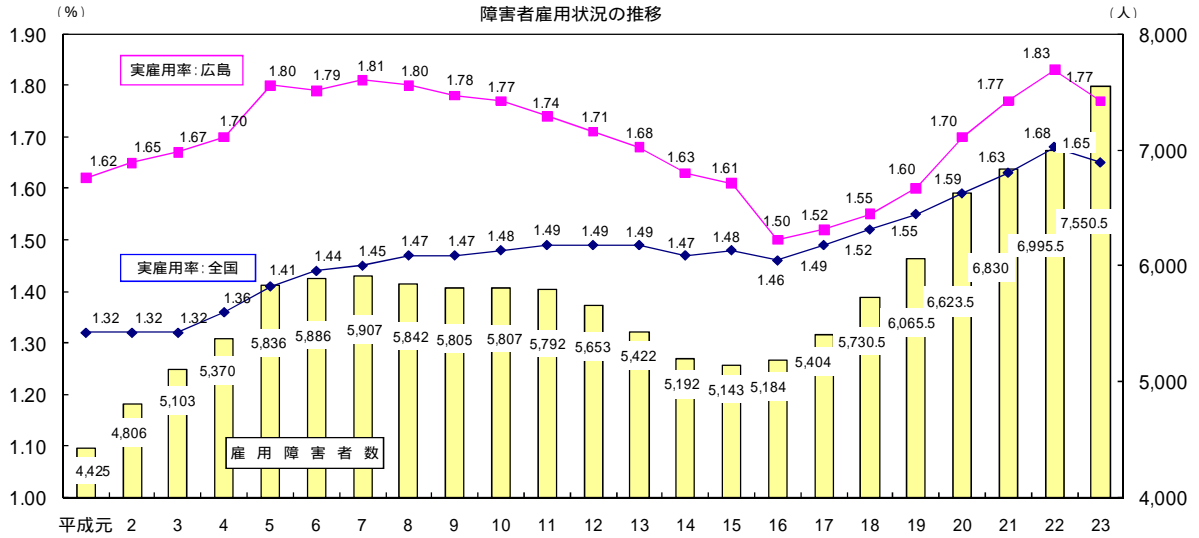
厚生労働省広島労働局職業安定部  
(平成23年6月1日現在)

### 独立行政法人の状況（法定雇用率 2.1%）

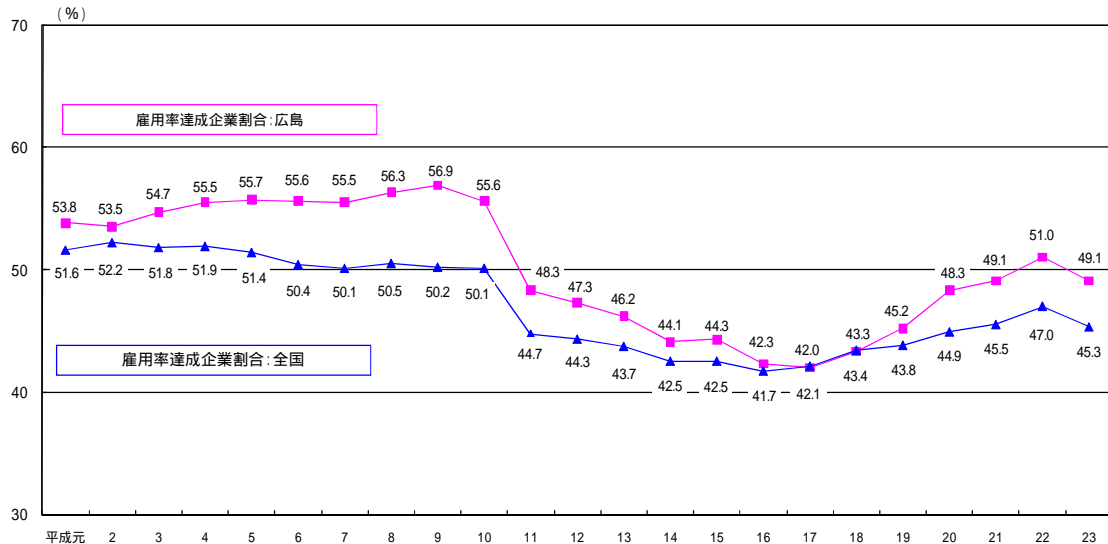
区 分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
県立広島大学	259.0 (222)	5.0 (7.0)	1.93 (3.15)	0.0 (0.0)	
広島市立大学	189.5 (155)	5.0 (5.0)	2.64 (3.23)	0.0 (0.0)	

- 注 1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 ( )内は、前年の数値である。

## 障害者雇用状況の推移



障害者雇用率達成企業割合の推移



(注)

法定雇用率 (～H10) 1.6%、(H11～) 1.8%

除外率 (H16) 一律に10%引き下げ(例: 30% 20%、10% 0%)

(H23) 一律に10%引き下げ(例: 30% 20%、10% 0%)

障害者の範囲 (～H4) 身体障害者(重度身体はダブルカット)、知的障害者

(H5～) 身体障害者、知的障害者(それぞれ重度はダブルカット)、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者

(H18～) 身体障害者、知的障害者(それぞれ重度はダブルカット)、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者は0.5カット)

(H23～) 身体障害者、知的障害者(それぞれ重度はダブルカット)、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カット)

## 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳所持者は雇用率に算定することができる）。

民間企業	.....	〔	一般の民間企業 .....	1 . 8 %
			（ 5 6 人以上規模の企業）	
			特殊法人等 .....	2 . 1 %
			〔 労働者数 4 8 人以上規模の特殊法人、	
			独立行政法人、国立大学法人等	〕
○ 国、地方公共団体	.....			2 . 1 %
			（ 4 8 人以上規模の機関）	
都道府県等の教育委員会	.....			2 . 0 %
			（ 5 0 人以上規模の機関）	

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）。

なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している（除外率制度についてはP13参照）。

## 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者(週所定労働時間20時間以上30時間未満)を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

○ = 1カウント  
◎ = 2カウント  
△ = 0.5カウント

今回の改正点

障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて

短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者(週所定労働時間20時間以上30時間未満)も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【今回の改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

$$\text{実雇用率} = \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5}$$

$$\text{法定雇用障害者数(障害者の雇用義務数) **} = (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\%$$

今回の改正点

「労働者」には短時間労働者は含まれていない  
小数点以下は切捨て

## 除外率制度について

### 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。（前回の除外率引き下げは平成16年4月1日）

### 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

## 民間企業における除外率の改正状況

各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に付帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾運送業	35%	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	80%